

第46号議案

筑紫地区障害支援区分等審査会の共同設置に関する規約の一部変更に関する協議について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の7第2項の規定により、筑紫地区障害支援区分等審査会の共同設置に関する規約を別紙のとおり変更する。

平成30年6月8日提出

春日市長 井 上 澄 和

提案理由

那珂川町が那珂川市となることに伴い、筑紫地区障害支援区分等審査会の共同設置に関する規約の一部を変更するため関係市町と協議することについて、地方自治法第252条の7第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定に基づき、市議会の議決を求めるものである。

筑紫地区障害支援区分等審査会の共同設置に関する規約の一部を改正する規約

筑紫地区障害支援区分等審査会の共同設置に関する規約の一部を次のように改正する。

「関係市町」を「関係市」に、「担当市町」を「担当市」に改める。

第1条の見出し中「市町」を「市」に改め、同条中「那珂川町」を「那珂川市」に改める。

附 則

この規約は、平成30年10月1日から施行する。